

西脇市設計違算に関する事務取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、入札による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤り（積算数量の不整合を除く。）をいう。

3 開札前の対応

市長は、入札の公告又は入札指名通知後から開札前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止するものとする。ただし、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、訂正内容等を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

4 開札後の対応

- (1) 市長は、開札後から契約締結前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札者の決定を取り消すものとする。ただし、適正な積算を行った場合においても落札者の決定に影響がないときは、当該入札を有効とし、当該入札に係る手続を続行することができるものとする。
- (2) 入札参加者の大半が失格又は予算超過となった場合は、契約締結までに入札時に提出された積算内訳書等により調査を行う。ただし、入札額等から設計違算がないと判断される場合は、この限りでない。

5 契約締結後の対応

市長は、入札による契約を締結した後に設計違算があることが判明した場合は、当該契約の相手方と協議し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、原則として契約を継続するものとする。ただし、当該契約の履行状況等により契約を解除することが合理的であると判断される場合は、この限りでない。

- (1) 契約額が本来よりも高額である場合 相手方の同意が得られる範囲で契約変更を行う。
- (2) 契約額が本来よりも低額である場合 原則として契約変更等の特別な対応は行わず、必要に応じ、監督及び検査を適切に実施して契約内容に適合した適正な履行を確保することに努める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。